

## 公益社団法人日本歯科衛生士会正会員福祉給付規程 西日本豪雨特例

### (目的)

第1条 この特例は、正会員福祉給付規程第6条の規定に基づき、平成30年7月の西日本豪雨により被災した正会員（以下「被災会員」という。）に対して、特例による会員福祉見舞金等の給付について定めるものとする。

### (給付の種類)

第2条 この特例により次の給付を行う。

- 一 死亡弔慰金
- 二 災害見舞金
- 三 入院見舞金

### (死亡弔慰金)

第3条 西日本豪雨関連により亡くなられた被災会員の遺族に対して、弔慰金30,000円を給付する。

### (災害見舞金)

第4条 被災会員に対して、被災状況別に次の見舞金を給付する。

- 一 家屋の全壊・半壊・沈下等 30,000円
- 二 家屋の床上浸水等 20,000円
- 三 家屋・住居の一部損壊等 10,000円

### (入院見舞金)

第5条 被災会員が西日本豪雨による傷病で入院した場合は、入院期間にかかわらず、入院見舞金として15,000円を給付する。

### (申請手続き)

第6条 被災会員が所属する県歯科衛生士会会長は、申請書に被災状況別の被災会員名簿を添付し、日本歯科衛生士会会長に提出する。申請書の提出は平成30年12月28日までとする。

- 2 見舞金の給付は、1回限りとする。
- 3 申請書の様式は別紙のとおりとする。

### (支払方法)

第7条 死亡弔慰金、災害見舞金及び入院見舞金は次の方法により支払う。

- 一 死亡弔慰金  
遺族への口座振込または被災会員が所属する県歯科衛生士会会長からの手渡し、あるいは送金による。

二 災害見舞金及び入院見舞金

被災会員への口座振込または被災会員が所属する県歯科衛生士会会長からの手渡し、あるいは送金による。

(雑則)

第8条 この特例により難しい場合は、理事会の議を経て別に定める。

附則 この特例は、平成30年7月15日から施行する。